

地域防災計画（原子力災害対策編）作成マニュアル（案）について

平成 2 4 年 8 月
原子力安全・保安院原子力防災課

1 趣旨

東京電力福島原子力発電所における原子力事故への対応を踏まえ、原子力防災に関する抜本的な見直しが行われ、原子力災害対策特別措置法、防災基本計画（原子力災害対策編）等の改訂が行われているところである。地域防災計画は速やかに作成又は見直す必要があることから、これら関連法及び計画等の改訂状況を踏まえて地域防災計画（原子力災害対策編）作成マニュアル（案）（以下「本マニュアル」という。）の改訂作業を並行的に行っているところである。

したがって、本マニュアルは、現時点における関連計画等の改定状況や見通しに基づき整理したものであり、今後、関連計画等の変更があれば逐次修正していく予定である。

2 改定の概要

本マニュアルは、平成12年6月に改訂された「地域防災計画（原子力災害対策編）作成マニュアル」をもとに、主として、今年1月に示された「地域防災計画（原子力災害対策編）策定に向けたガイドライン（案）」（平成24年1月23日：内閣官房原子力安全規制組織等改革準備室、原子力安全・保安院原子力防災課）、「原子力施設等の防災対策について」の見直しに関する考え方について「中間とりまとめ」（平成24年3月9日：原子力安全委員会原子力施設等防災専門部会防災指針検討ワーキンググループ）、防災基本計画（改訂中）以下内容を踏まえて同マニュアルを改訂した。

3 本マニュアルの構成

本マニュアルは、以下の2種類により構成されている。

(1) 県分

原子力施設が立地する道府県（所在道府県）及び隣接する道府県（関係周辺道府県）を対象としている。

(2) 市町村分

原子力施設が立地する市町村（所在市町村）、防災対策を重点的に充実すべき地域を含む市町村（関係周辺市町村）及びその他の市町村を対象としている。

4 本マニュアルの活用方法

本マニュアルは、原子力施設が立地する道府県、市町村及び原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の拡大にともなって新たに地域防災計画（原子力災害対策編）を作成する必要がある県市町村が、原子力防災対策として講じておくべきと考えられる一般的な事項を現在、改訂中の国の防災基本計画等に基づいて取りまとめたものである。

したがって、自治体が地域防災計画を策定するに当たり、本マニュアルを地域防災計画改定の検討のたたき台として、それぞれの自治体において検討された事項や地域特性等を十分に勘案し、策定されることを推奨する。

また、関係周辺道府県、関係周辺市町村及びその他の市町村が、本マニュアルを使用する場合は、関連する章節を参考にして活用されることを推奨する。

5 基本的な考え方

(1) 福島原子力発電所における原子力事故への対応を踏まえ、以下の事項をポイントとして地域防災計画の見直しを行うことが必要。

- ① 過酷事故、地震や津波等との複合災害への対処
- ② 原子力事故の初期段階における即応体制の確保
- ③ 周辺地域における原子力災害の影響が広域に及んだ場合の対処
- ④ 被災者の生活支援、除染、放射性廃棄物の処理等への対処
- ⑤ 災害時要援護者への十分な配慮 等

(2) 地域防災計画と関連する事項として、全体の防災体制や災害対応の流れ等について、同計画の見直しもこれと整合した内容で行うことが必要。

- ① 原子力規制委員会を設置し、原子力安全規制に関する業務を一元化。原子力事故の発生時においても、同委員会にて原子力災害対策本部事務局を担うなど主体的に対応。
- ② 原子力災害に関する対応の大枠については、原子力災害対策本部において一義的に判断。特に初動においては、官邸に主な事務局機能を集約する等して、関係省庁の間で緊密に連携しながら即応体制を確保。
- ③ 現地における実質的な災害対応を担う原子力災害対策本部の組織として、緊急事態応急対策拠点施設（OFC）に現地対策本部を設置するとともに、電力本店等に原子力施設事態即応センターを設置。原子力事故の応急措置に関するオンサイト対応については原子力施設事態即応センター、周辺地域の住民防護等に関するオフサイト対応については現地対策本部（原子力災害合同対策協議会にて関係地方公共団体と連携）を中心に対処。
- ④ 原子力被災者の生活支援を担う原子力災害対策本部の組織として、原子力災害被災者生活支援チームを設置。同チームの立上げは本部設置時から速やかに行い、緊急的な住民避難等が完了した後の段階における生活支援等の主力を担う。
- ⑤ 原子力緊急事態解除宣言後においても、原子力災害事後対策を推進するため、原子力災害対策本部・現地対策本部を存置し、原子力災害対策本部長たる内閣総理大臣が関係機関に対し必要な指示を実施。また、事後対策における市町村長の避難指示・警戒区域設定権についても存置。

6 地域防災計画において見直し等を要する事項

(1) 総則に関する事項

① 計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針

原子力規制委員会の定める防災指針について、原子力規制委員会の設置等に伴い、原子力災害対策指針として法定化される。

なお、原子力災害対策指針に定めるところにより地域防災計画を策定するための経過期間として、改正法施行の日から半年程度を想定しているところであるが、当該指針においては原子力規制委員会における見直し等も反映していく予定であることから、地域

防災計画の改定作業に当たり留意が必要。

② 防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲 (P3)

・原子力発電所については、予防的防護措置を準備する区域 (PAZ:Precautionary Action Zone) 及び緊急時防護措置を準備する区域 (UPZ:Urgent Protective action Planning Zone) を設ける。

・関係地方公共団体において避難計画の見直しを行うに当たっては、原子力安全・保安院 (組織再編後は原子力規制委員会) 及び原子力安全基盤機構において、広域的な避難に関するシミュレーション等の技術的支援を行う。

・また、原子力発電所以外の原子力施設の取扱いについては、おって対応を示す。

③ 計画の基礎とするべき原子力災害の想定 (P5)

・福島原子力発電所における事故の態様等を踏まえ、過酷事故を想定した内容とする。

④ 緊急事態区分と防護措置の判断基準に基づく意思決定手順 (次改訂時に反映)

・防護措置の実施に当たっては、これまでは予測的な手法に基づく意思決定を行うこととしてきたが、今後は、事故の不確実性や急速に進展する事故の可能性、国際基準等を踏まえ、主として緊急事態の区分と区分決定のための施設における判断基準 (緊急時活動レベル (EAL:Emergency Action Level) 及び環境における計測可能な判断基準 (運用上の介入レベル (OIL:Operational Intervention Level)) に基づき迅速な判断ができるような意思決定手順を構築する予定であり、地域防災計画上も導入していくことが必要。

(2) 個別の対策に関する事項 (主な改訂項目)

① 災害予防対策に関する事項

a. 情報の収集・連絡体制等の整備

- ・国、他の地方公共団体、原子力事業者等との確実な連絡体制の確保。また、これらの防災拠点間における情報通信のためのネットワークの強化 (P8)
- ・通信系伝送路の多ルート化等により災害に強い伝送路を構築 (P13)

b. 災害応急体制の整備

- ・広域的な応援協力体制の拡充・強化(P21)
- ・過酷事故においても、OFCにて継続的に現地対策本部としての活動を継続することのできる施設、資機材、体制等の整備。また、代替OFCを指定 (P20)
- ・モニタリングについて、原子力規制委員会、指定行政機関、指定公共機関、原子力事業者等との連携体制を確立し、広域に渡るモニタリングを機動的に展開することのできる体制の整備 (P21)

c. 避難収容活動体制の整備

- ・原子力緊急事態発生時のPAZ内における予防的防護措置 (初動の緊急避難) に関する計画の策定、国の協力のもと広域避難計画の策定 (P23)
- ・災害時要援護者の円滑で実効的な避難誘導・移送体制等の確保 (P25)
- ・警戒区域を設定する場合の計画の策定、資機材や人員等の確保 (P27)
- ・避難所、避難方法 (自家用車の利用、緊急避難に伴う交通規制等を含む。)、屋内退避の方法等に関する日頃からの住民への周知 (P27)

d. 飲料水、飲食物の摂取制限等

- ・ 飲料水、飲食物の摂取制限に関する体制整備 (P27)
- ・ 農林水産物の採取及び出荷制限に関する体制整備 (P28)
- ・ 飲料水、飲食物の摂取制限等を行った場合の住民への供給体制の確保 (P28)

e. 緊急輸送活動体制の整備

- ・ PAZ など緊急性の高い区域から迅速・円滑に輸送を行っていくための広域的な交通管理体制の確保 (P29)

f. 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備

- ・ 安定ヨウ素剤の適時・適切な配布・服用を行うための平常時の配備、緊急時の手順や体制の整備(原子力安全委員会での議論も踏まえ、あり方について検討中) (P29)
- ・ 国と協力し、緊急被ばく医療体制の構築、緊急被ばく医療派遣体制及び受入れ体制の整備・維持 (P30)
- ・ 初期及び二次被ばく医療機関における広域的な被ばく医療体制の構築 (P30)

g. 住民等への的確な情報伝達体制の整備

- ・ 住民等に提供すべき情報について、災害対応のフェーズや場所等に応じた具体的な内容を整理 (P31)
- ・ 地震や津波等との複合災害における情報伝達体制の確保 (P32)

h. 防災訓練等の実施

- ・ 過酷事故や複合災害を想定した訓練の実施 (P35)
- ・ 参加者に事前にシナリオを知らせない訓練、図上演習等を通して判断力の向上に資する訓練の実施 (P36)

② 災害応急対策に関する事項

a. 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

- ・ 原災法第10条に基づく通報事象には至っていないが、その可能性がある事故・故障又はこれに準ずる事故・故障に関し、警戒事象として連絡体制を確立 (P38)
- ・ 地震や津波等の影響に伴い一般回線が使用できない場合の具体的な対処 (P42)
- ・ モニタリングについて、原子力災害対策指針及び緊急時モニタリング計画により、緊急時モニタリングを実施。(P43)

b. 活動体制の確立

- ・ OFCへの職員の派遣による初動の住民避難・屋内退避等、周辺地域における活動体制の確立 (P46)
- ・ 緊急避難完了後の段階における原子力災害被災者生活支援チームと連携し、避難区域等の見直し、環境モニタリング等、オフサイト対応の実施 (P48)

c. 屋内退避、避難収容等の防護活動

- ・ 特定事象(10条事象)発生時のPAZ発動準備 (P51)
- ・ 原子力緊急事態宣言(15条事象)後のPAZ内の予防的防護措置(避難) 周辺地域への放射性物質の拡散状況等を踏まえたUPZ内の緊急時防護措置(避難、屋内退避等) (P51)
- ・ 広域におけるモニタリング結果、放射性物質拡散シミュレーション等のデータに基づく追加的な防護措置(計画的避難等) (P51)

- ・ 災害時要援護者に対する避難中及び避難所におけるケアの配慮 (P55)
- ・ 警戒区域の設定、現地対策本部と連携した運用体制の確立 (P56)

d. 緊急輸送活動

- ・ PAZ など緊急性の高い区域から迅速・円滑に避難を行っていくための交通規制等の措置 (P58)

e. 救助・救急、消火及び医療活動

- ・ 国、指定公共機関、原子力事業者等と連携し、災害対応のフェーズや対象区域等に応じたスクリーニング、除染の実施 (P61)
- ・ 安定ヨウ素剤の服用指示が出された場合の速やかな配布・服用の実施、アレルギー等への対処態勢の確保 (P61)

f. 住民等への的確な情報伝達活動

- ・ 災害対応のフェーズや場所等に応じた情報提供の実施 (P63)
- ・ 心のケア（メンタルヘルス）及び災害時要援護者に配慮した情報伝達 (P63)

③ 災害復旧対策に関する事項

- a. 現地対策本部及び原子力災害被災者生活支援チームと連携した原子力災害事後対策及び被災者の生活支援の実施 (P66)
- b. 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定 (P66)
- c. 放射性物質による汚染の除去、除染及び放射性廃棄物の処理等への対処 (P67)